

平成から令和へ－皇位継承をめぐる論議

横手 逸男

^a 湘北短期大学非常勤講師

【抄録】

平成 28 (2016) 年 8 月 8 日、「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」がビデオメッセージで発表されて以降、内閣は、天皇の公務の負担軽減を図るため「有識者会議」を設置し検討を重ね、また国会では衆参両院正副議長の下で、天皇陛下の「退位に関する法整備のあり方」が検討された。内閣は、国会や有識者会議で示された意見をもとに「天皇陛下の退位等に関する皇室典範特例法案」を作成して国会に提出し、本法案は平成 29 (2017) 年 6 月 9 日に可決成立し、平成 31 年 4 月 30 日に施行された。本法の制定過程においては、法案の施行日、天皇陛下の退位と新天皇の即位に関する儀式をめぐる憲法上の問題、女性宮家創設の問題等さまざまな議論が噴出した。本稿では、皇位継承儀式の特に憲法上の論点と課題を明確にし、今後の研究の一助としたい。

【キーワード】

皇室典範特例法、皇位継承、女性宮家

【目次】

- 1 はじめに
- 2 皇室典範特例法
- 3 皇位継承式典の実施
- 4 大嘗祭をめぐる論議
- 5 「女性宮家の創設等」をめぐる論議
- 6 おわりに

典範の定めるところにより、これを継承する」(第 2 条)、「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」(第 4 条)と定め、皇室典範は、「皇位は、皇統に属する男系の男子がこれを継承する」(第 1 条)、「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」(第 4 条)と規定する。

平成 28 (2016) 年 8 月 8 日、宮内庁は「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」を、ビデオメッセージという形で発表した。⁽¹⁾

1 はじめに

日本国憲法は、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」(第 1 条)、「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室

政府は、9 月 23 日、今井敬(日本経団連名誉会長)を座長とする「天皇の公務の負担軽減等について、様々な専門的知見を有する人々の意見をふまえた検討を行うため、天皇の公務の負担軽減等

に関する有識者会議」(以下、略称「有識者会議」)⁽²⁾を設置し検討を進め、同会議は「今後の検討に向けた論点整理」(以下、略称「論点整理」)をふまえて、平成29(2017)年4月21日に「最終報告」を安倍首相へ提出した。⁽³⁾

一方、国会の衆参両院正副議長は「退位に関する法整備のあり方」を両院合同で検討することで合意し、平成29(2017)年1月19日以降、各政党・各会派の代表者による全体会議や意見聴取等を重ね、3月17日には「退位・皇位継承の安定性に関する共通認識」等を内容とする「立法府の議論のとりまとめ」を安倍首相に手交した。⁽⁴⁾

政府はこれらの意見を参考にしつつ、「天皇陛下の退位等に関する皇室典範特例法」(以下、略称「皇室典範特例法」)の法案を作成して国会に提出し、同法案は平成29(2017)年6月9日可決成立し、令和元(2019)年5月1日より施行された。

皇室典範特例法の成立・施行により、年号も平成から令和へ改まり、「退位礼正殿の儀」・「剣璽等承継の儀」・「大嘗祭」等の一連の皇位継承儀式も終わったが、その過程においては、憲法との整合性においてさまざまな議論がなされた。⁽⁵⁾

皇室典範特例法の制定に際しては、参議院の特別委員会で、「自由民主党」・「日本のこころ」・「民進党」・「新緑風会」・「公明党」・「日本維新の会」・「無所属クラブ」・「沖縄の風」の各派の共同提案により、安定的な皇位継承を確保するために「女性宮家等の創設等」の検討をすすめるべきであるとの附帯決議案が提出され採決されており、積み残しの課題も多い。

本稿では、特に平成から令和への皇位継承の過程で示された憲法上の論点を簡潔に示し、わが国の皇室のあり方や今後、熾烈になると思われる「女性宮家の創設」等の問題に関する研究の一助としたい。

2 皇室典範特例法

天皇(上皇陛下)が、平成28(2016)年8月8日、ビデオメッセージで「おことば」を表明されてから約10ヵ月後の平成29(2017)年6月9日、皇室典範特例法は成立(6月16日公布)し、平成31(2019)年4月30日に施行された。

本法の概要は以下のとおりである。

2.1 皇室典範特例法の成立過程

皇室典範特例法は、有識者会議における第1次ヒアリングによる「論点整理」、衆参各政党各会派の代表者による「立法府の議論のとりまとめ」、有識者会議における第2次ヒアリングによる最終報告、国会における審議を経て、平成29(2017)年6月9日、成立した。⁽⁶⁾

平成28(2016)年10月17日に開催された第1回有識者会議では構成員の互選により、今井敬氏が座長に選任され、第3回(11月7日)・第4回(11月14日)・第5回(11月30日)の有識者会議では、16名の各分野の専門家(氏名・肩書は2-2参照)を対象に、第1次ヒアリングが実施され、第6回～第8回の自由討議を経て、第9回(1月23日)の有識者会議では、事務局により作成された「論点の整理」が示され、今井座長から安倍内閣総理大臣へ手交された。

平成29(2017)年1月24日には、安倍首相から、衆参両院の正副議長に対し、「有識者会議」のまとめた「論点の整理」が示された。衆参両院の正副議長は、各政党各会派の代表者とともに「論点の整理」を参照しながら、計8回の会合を重ね、3月7日には両議院正副議長から安倍首相に対し、「立法府の主体的な取組みの必要性」・「退位・皇位継承の安定性に関する共通認識」等を内容とする「立法府の議論のとりまとめ」が手交された。

その後、第10回有識者会議(3月22日)では(1)「高齢者の身体機能」や「高齢者の概念」に関する「医学的知見」、(2)仮に天皇が退位される場合「退位後の称号やお立場」はどうすべきかなどの各項目について、秋下雅弘(東京大学大学院教授)・本郷恵子(東京大学史料編纂所教授)・君塚直隆(関東学院大学教授)・新田均(皇學館大學現代日本社会学部長)に対する第2次ヒアリングが実施され、第11回～第13回の有識者会議を経て、第14回有識者会議(4月21日)では安倍首相に「最終報告」が提出された。

国会における特例法案の審議に際しては、今後の大きな課題である「女性宮家の創設等」に関する質疑が各政党により相次いだ。菅官房長官は「皇位の安定的継承」という大きな課題については、先延ばしできない課題であり各政党各会派間の協議を踏まえ、国民世論の動向に留意しつつ、適切に検討を進めていく旨述べている。⁽⁷⁾

2.2 皇室典範特例法の概要

皇室典範特例法の趣旨は、「天皇陛下が……象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、83歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は……天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、57歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範(昭和22年法律第3号)第4条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項」を定めることにある(第1条)。「天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位」(第2

条)する。退位した天皇の呼称は、「上皇」とし(第3条)、「上皇の後は、上皇后」とする(第4条)。天皇陛下の退位にともない、秋篠宮さまが皇位継承順位1位の皇嗣となるが、その場合、「皇室典範に定める事項については、皇太子の例による」(第5条)。天皇陛下は、特例法が施行された日に退位する(皇室典範特例法附則第1条第2項)。

2.3 皇室典範特例法の施行

皇室典範特例法附則第1条第2項⁽⁸⁾に基づき、平成29(2017)年12月1日には、内閣総理大臣から、皇室会議に対し皇室典範特例法の施行日についての意見が求められ、皇室会議が開催された。

各議員からは「天皇陛下には1月7日の御在位満30年の節目をお迎えいただきたいこと、国民生活への影響等を考慮すること、静かな環境の中で国民が天皇陛下の御退位と皇太子殿下の御即位をこぞって寿(ことほぐ)にふさわしい日とすること等の意見があり、これらの意見を踏まえ、議長(安倍首相)より、「天皇陛下の御退位、それに伴う皇太子殿下の御即位がつつがなく」行われるには「関連する儀式の準備、具体的な組織の編成、予算の確保」等「最低でも1年の期間が必要」であることや、4月は年度の開始月でもあり、「その前半は、全国的に人の移動が激しく、入学式等の行事も盛んに行われ、加えて、平成31年は、4年に一度の統一地方選挙が実施される」ことから、そのような慌しい時期は避けた方が良い。他方、「4月29日は昭和の日であり、昭和の日に引き続き、御退位、御即位を実現することによって、国民がこれまでの我が国の営みを振り返り、改めて日本国の弥栄を思い、決意を新たにすることができること」等の意見が示され、施行日は平成31(2019)年4月30日とすることが議決された。

なお皇室会議の議事を公表することについては「今回の議案が、天皇陛下の御退位と皇太子殿下

の御即位の日に関わる、国民がこぞってお祝いすべき日に関するものであり、誰がどのような意見を述べたかということをはっきりとすることは、必ずしも好ましいことではないので、個々の意見や発言名は記載せず、結論としてその考えを記載した形の議事の概要を作成し、公表」することで合意された。

皇室典範特例法の制定過程においては、「安定的な皇位継承を確保するための課題」も議論された。これに関しては参議院の特別委員会で「附帯決議」が採択された（後述 5.3 参照）。

3 皇位継承式典の実施

憲政史上初めての生前退位に伴う皇位継承式典は、式典準備委員会・式典委員会・式典実施連絡本部・大礼委員会の下で検討・実施された。各々の皇位継承儀式は、平成30年4月3日に閣議決定された基本方針に基づいて日本国憲法の規定に配慮して実施されたが、平成の時と同じく、さまざまな問題が浮上した。

3.1 皇位継承式典の挙行体制

式典準備委員会の発足

平成30（2018）年1月9日には、「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位がつつがなく行われるよう、関連する式典の準備を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を検討するため」内閣に、内閣官房長官を委員長とする式典準備委員会が設置された。⁽⁹⁾

第2回式典準備委員会（2月20日）では「天皇陛下の御退位に伴う式典、天皇陛下御在位三十年記念式典、文仁親王殿下が皇嗣となられることに伴う式典」について検討され、第3回式典準備委員会（3月30日）では「各式典は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとする

こと。平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲される」べきであるとの基本方針の下に、各式典の円滑な実施を図り、各式典の大綱等を決めるため、内閣に、内閣総理大臣を委員長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会」（以下「式典委員会」）を設置するとともに、内閣府に、内閣官房長官を本部長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典実施連絡本部」（以下「式典実施連絡本部」）を設置することになった。

式典委員会の開催

式典委員会（第1回～9回）の概要は以下のとおり。⁽¹⁰⁾

第1回（10月12日）議事については、「議事概要を作成し1週間後を目途に公表すること、先般閣議決定した基本方針に基づいた式典の実施段階であるので、発言者名も記載した議事概要とすること、外部の関心の高さに鑑みて、配布資料は……速やかにホームページで公表すること」や「先般閣議決定された基本方針においては、平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべき」との基本方針が示された。また事務局から「立皇嗣の礼の挙行日について（案）」が示され、文仁親王殿下の立皇嗣宣明の儀及び朝見の儀の挙行日について、皇太子殿下が御即位された年の翌年の4月19日とすることが了承された。

第2回（11月20日）「即位礼正殿の儀」の参列者数は、内外の代表2,500名程度とすること、「饗宴の儀」の参列者数は、内外の代表2,600名程度とし、皇太子殿下の御即位の年の10月22日及

び25日に着席形式で、同月29日及び31日に立食形式で計4回行うこと、「内閣総理大臣夫妻主催晩餐会」の参列者数は、外国元首・祝賀使節等900名程度とすること、「祝賀御列の儀」における天皇皇后両陛下のお車は、諸儀式にもふさわしい車格のオープン・カーとし、安全・環境性能に優れたものを新たに調達することが決定された。

第3回（平成31年1月17日）2月24日に開催される天皇陛下御在位三十年記念式典の細目や、天皇陛下の御退位される4月30日の「退位礼正殿の儀」と、皇太子殿下が御即位される5月1日に国事行為として行われる「剣璽等承継の儀」、「即位後朝見の儀」、「即位礼正殿の儀」の次第概要等について話し合いが行われた。

これらの次第概要等について、横島内閣法制局長官は『『剣璽等承継の儀』は、皇位の世襲制をとる憲法の下で、皇位を継承した新天皇が、即位のあかしとして、皇室経済法に規定された『皇位とともに伝わるべき由緒ある物』である剣及び璽、並びに天皇の国事行為の際に使用される物である国璽及び御璽を承継されたことを明らかにする儀式である。これは国事行為として行われるものであり、もとより、宗教的意義を有するものではなく、憲法の定める象徴天皇制の制度に沿うものであり、また、政教分離の原則に反するものでもない。次に、『即位後朝見の儀』は、新天皇の即位後初めて、公式に三権の長をはじめとする国民の代表に会われる儀式であり、同様に憲法上の問題はない。これらのことは、平成度において、十分に検討、整理されたところである。』、『退位礼正殿の儀』は、皇室典範特例法に基づき天皇陛下が御退位されることを広く国民に明らかにするとともに、天皇陛下が御退位前に最後に国民の代表に会われる国事行為たる儀式である。その儀式において、皇室の皇位継承に伴う重要な儀式である『剣璽等承継の儀』や『即位礼正殿の儀』と同様に、『皇

位とともに伝わるべき由緒ある物』である剣璽や、国璽、御璽を安置することに、憲法上の問題はない」という趣旨の発言があった。

第4回（3月19日）「剣璽等承継の儀」、「即位後朝見の儀」、「退位礼正殿の儀」の細目と「御即位に伴う慶祝行事」、「即位礼正殿の儀等への外国からの参列者の範囲」等について再検討された。

第5回（令和元年5月21日）「即位礼正殿の儀当日における祝意奉表」、「祝賀御列の儀の経路及び列立て」、「内閣総理大臣夫妻主催晩餐会における文化行事」等について再検討された。

第6回式典委員会（6月20日）「即位礼正殿の儀の次第概要」、「祝賀御列の儀の次第概要」、「饗宴の儀の次第概要」、「内閣総理大臣夫妻主催晩餐会の次第概要」、「儀じょう、礼砲、奏楽、と列の実施」等について再検討された。

第7回（9月18日）「即位礼正殿の儀の細目」、「祝賀御列の儀の予備日」、「祝賀御列の儀の細目」、「饗宴の儀の細目」、「内閣総理大臣夫妻主催の晩餐会の細目」について検討され、案のとおりとすることが了承された。

第8回（12月12日）10月に行われた「即位礼正殿の儀等の挙行について」事務局から報告があり、令和2年4月に行われる「立皇嗣の礼」に向け、平成度における「立太子の礼」の実施状況等の確認、意見交換が行われた。

第9回（令和2年1月21日）4月に行われる「立皇嗣宣明の儀」と「即位後朝見の儀」等の次第概要について話し合いがなされた。

第10回（3月18日）4月19日に行われる「立皇嗣の礼」の細目について議論され、新型コロナウイルス感染症の悪影響を懸念して「宮中饗宴の儀」は取り止めとなった。

大礼委員会

「大礼」とは「踐祚式」（前帝の崩御や譲位の直後に行う）、「即位礼」、「大嘗祭」の総称を言う。

平成30(2018)年10月12日、式典委員会が設置されたことを踏まえ、同日、宮内庁長官を委員長とする大礼委員会が設置された。大礼委員会(第1回～第9回)の開催状況は以下のとおり。⁽¹¹⁾

第1回(10月12日)「大礼委員会は式典委員会と共同歩調」で話し合いを進め、議事公開については「配布資料を、毎回の会議終了後にホームページで公表するとともに、議事概要を作成し、毎回の会議終了後1週間後を目途に公表すること」等が確認された。

第2回(11月20日)同日、開催された第2回式典委員会の配布資料や「大嘗祭関係資料」の説明があり、特に、大嘗祭の参列者数については、前回は936名を招待したが、実際は「寒い時期に深夜に及ぶ長時間の儀式であることもあり、大嘗祭の中心的儀式である大嘗宮の儀において、主基殿供饌の儀まで参列していた方は520名にとどまっていた」ので、今回は「700名程度にしたらどうか」との提案があり700名程度とすることで了承された。また、次長より、各委員に対し、「今般の御代替わりに関する諸儀式については、国民にとってより分かりやすく情報提供がされるべき」であるとの指摘と関係部局への指示があった。

第3回(12月19日)宮内庁次長から「準備に際しては、平成度の例を参考にしつつも当時の社会経済情勢の変化等を踏まえ、大嘗祭の意義を損ねない範囲で、見直しを行う」などの基本的な考え方が示され、皇室経済主管から、「物価の上昇や人件費の上昇、熟練職人の減少などがあり、儀式・行事の挙行の必要経費に大きな影響」があり、消費税が引き上げられることから「大嘗祭の儀式の挙行経費については…一般的な物価と比較しても極めて大きな上昇」が見られるとの説明があり、管理部長から「今次の大嘗宮については、基本的には前回の平成度の大嘗宮に準拠した上で、皇族数や参列者数に応じた一部施設の規模の

変更や儀式の本義に影響のない範囲での工法・材料の見直しなどを行い、建設コストの抑制にも留意しながら設営を行う」旨の方針が示された。

第4回(平成31年1月18日)第3回式典委員会の配布資料の説明と話し合いが行われた。

第5回(3月8日)式部副長(儀式)から「退位の礼関係諸儀式の式次第(案)」について、退位に関する諸儀式については「平成大礼の儀式の枠組みを基本に、旧皇室祭祀令を参酌して行われてきた祭典の前例や、通常行われている儀式を参考とし…粛々と静かに執り行うことを基本として、次第の立案を行った」との説明があり、同案が了承された。

第6回(4月15日)第4回式典委員会配布資料の説明、「即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式等(斎田点定の儀まで)」の式次第について説明がなされ、同案が了承された。

第7回(令和元年7月3日)大嘗祭の舞台となる「大嘗宮」の地鎮祭を7月26日に行うこと、大嘗宮地鎮祭から10月22日の「即位礼正殿の儀」当日までの儀式等の式次第、大嘗祭の「斎田」を決定する手続等について検討された。

第8回(10月2日)「大嘗宮の儀関係資料」、「大嘗の儀関係資料」、「即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式等関係資料」、「大嘗宮一般参観」について関係者から説明があり、了承された。

第9回(令和2年1月29日)第8回式典委員会、第9回式典委員会の配布資料の説明、「大嘗祭後大嘗宮地鎮祭」の期日を2月28日とすること、立皇嗣の礼関係行事等の説明があり了承された。

第10回(3月24日)第10回式典委員会で配布された資料の説明があった。

式典実施連絡本部

式典実施連絡本部(第1回～第4回)の開催状況は以下のとおり。⁽¹²⁾

第1回(平成30年10月12日)「議事公開の

取り扱い」,「幹事の指定等について」,「第1回式典委員会」の決定事項について説明がなされた。

第2回(平成31年1月18日)「第3回式典委員会」の決定事項について説明がなされた。

第3回(平成31年3月22日)「第4回天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会」の決定事項について説明がなされた。

第4回(令和元年9月20日)「第7回式典委員会」の決定事項について説明がなされた。

3.2 皇位継承儀式一覧

天皇の御代替わりに伴い行われた,主な儀式(行事・式典)の名称(日程)・<会場>・概要は以下のとおりである。⁽¹³⁾

※各儀式の区分 「◎」国事行為,「◇」内閣の行う行事,「○」皇室行事儀式(行事・式典),「△」民間主宰の行事

◎天皇陛下御在位三十年記念式典(平成31年2月24日)<国立劇場>

天皇の御在位三十年を記念し,国民こぞってこれを祝うため国立劇場で開催された。

△天皇陛下御即位三十年 奉祝感謝の集い(4月10日)<国立劇場>

「天皇陛下御即位三十年奉祝国会議員連盟」・「天皇陛下御即位三十年奉祝委員会」・「公益財団法人日本文化興隆財団」の共催により国立劇場で開催された。

◎退位礼正殿の儀(4月30日)<正殿・松の間>

退位を広く国民に明らかにされ,退位前に国民の代表に会われる儀式

◎剣璽等承継の儀(令和元年5月1日)<正殿・松の間>

御即位に伴い剣璽等を承継される儀式

◎即位後朝見の儀(5月1日)<正殿・松の間>

御即位後初めて国民の代表と会われる儀式

◎即位礼正殿の儀(10月22日)<宮殿・松の間>

御即位を公に宣明されるとともに,その御即位を内外の代表がことほぐ儀式

◎饗宴の儀(10月22・25・29・31日)<宮殿>

御即位を披露され,祝福を受けられるための儀式

◇内閣総理大臣夫妻主催晩餐会(10月23日)<ホテル・ニューオータニ>

即位礼正殿の儀に参列した外国の元首,王族,首相,その他の外国代表等のための晩餐

◎祝賀御列の儀(当初の予定10月22日を11月10日に変更実施)<宮殿~赤坂御用地>

即位礼正殿の儀終了後,広く国民に御即位を披露され,祝福を受けられるための儀式

△天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典(11月9日)<皇居前広場>

「天皇陛下御即位奉祝委員会」・「天皇陛下御即位奉祝委員会」・「公益財団法人日本文化交流財団」の共催により皇居前広場で開催された。

○大嘗祭(「悠紀殿供撰の儀」11月14日,「主基殿供撰の儀」11月15日)<皇居・東御苑>

天皇が御即位の後,大嘗祭の悠紀殿及び主基殿において初めて新穀を皇祖及び天神地祇に供えられ,自らも召し上がり国家・国民のためにその安寧と五穀豊穡などを感謝し,祈念される儀式

立皇嗣の礼関係儀式

◎立皇嗣宣明の儀(令和2年4月19日)<宮殿>

文仁親王殿下が皇嗣となられたことを公に宣明されるとともに,これを内外の代表者がことほぐ儀式

◎即位後朝見の儀(令和2年4月19日)<宮殿>

御即位後初めて国民の代表と会われる儀式

3.3 皇位継承儀式の実施に伴う諸問題

皇位継承儀式は、特に日本国憲法との整合性に配慮して進められた。皇位継承に際して、特に大嘗祭は皇室行事として行われたが公費の支出をめぐる、平成時と同様、日本国憲法第21条と第89条に定める「政教分離の原則」に反するとの訴訟が提起された。

各々の皇位継承儀式に関しては、次のような論議がなされた。

退位礼正殿の儀 皇室典範特例法成立後、平成29(2017)年12月1日に開かれた皇室会議では、天皇陛下の退位日が議題とされ、平成30(2018)年12月31日を主張する案(赤松氏)もあったが、政府の示した案に沿い、平成31(2019)年4月30日に決定された。

皇位継承に伴う一連の儀式を検討する第3回式典委員会では、天皇陛下の「退位礼正殿の儀」を4月30日午後5時から行うことを決めた。

「退位礼正殿の儀」を巡っては、新天皇が皇位の証である剣璽などを受け継ぐ「剣璽等承継の儀」と一体化して行うべきとの意見もあった。しかし二つの儀式を一体化した場合、天皇(上皇陛下)が皇太子(今上天皇)に直接譲るように映り、天皇の「国政に関する権能」を禁止する憲法第4条に抵触する恐れがあるとの立場より、二つの儀式は分離して行われた。

剣璽等承継の儀 新天皇が剣や曲玉などを受け継ぐ「剣璽等承継の儀」は、令和元(2019)年5月1日に10分間行われた。「剣璽等承継の儀」に女性皇族が出席できないのは『『女性排除』の時代錯誤』⁽¹⁴⁾との主張もあった。

皇位継承式典は、式典準備委員会、式典委員会、大礼委員会を設置し準備が進められ、政府は、各儀式の意義を損なわない範囲で、出席者の人数の見直しやコスト削減を図ったが、社会状況の変化

(物価の上昇)により、これらの儀式に関する費用総額は、前回の約124億円に比べて35%増の約167億円に上った。

大嘗祭 大嘗祭(大嘗宮の儀)は、天皇が即位され、大嘗宮において、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される一世に一度の皇室行事である。

大嘗祭は、その「趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られる」ことから、平成の御代替わりにおける大嘗祭を踏襲して、国事行為ではなく皇室行事として行われた。

但し、大嘗祭は、皇位を「世襲とする」日本国憲法の下における「一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式」であり、「その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然」であるとの見地から、その費用は前回と同じく公金として宮廷費から支出されたことから、「即位の礼・大嘗祭」違憲訴訟が東京地裁に提訴された(後述の4.3参照)。

4 大嘗祭をめぐる論議

日本国憲法20条は「信教の自由」を保障し、「政教分離の原則」を定めている。また、憲法89条は「宗教上の組織」への「公金の支出」を禁止している。平成を踏襲して、今回の大嘗祭も国事行為ではなく皇室行事として行われ、その費用も前回と同じく公金として宮廷費から支出されたが、平成の大嘗祭と同じく違憲訴訟が提起されている。

4.1 令和の大嘗祭

大嘗祭(大嘗宮の儀)は、天皇が即位され、大嘗宮において、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民

のために安寧と五穀豊穰などを祈念される一世に一度の皇室行事であり、「673年の天武天皇即位のときにその祖型が始まり、次の持統天皇の即位(690年)のときにほぼその主要な構成ができあがった」と推定され⁽¹⁵⁾、天武天皇以来、途中、南北朝時代や応仁の乱後の一時期をのぞき、歴代伝えられてきた重要な儀式である。

大嘗祭の中心的儀式である「大嘗宮の儀」は11月14日に行われ、「主基殿供饌の儀」は15日未明にそれぞれ執り行われた。

今回の大嘗祭の斎田は「^{きぼく}亀卜」の結果、^{ゆき}悠基地方に^{すき}栃木県、^{すき}主基地方に京都府がそれぞれ選ばれ、そこで収穫された新穀とともに「^{にわづみ つくえしろもの}庭積の机代物」として全国から届く農産物や海産物も供えられた。

日本国憲法20条は「信教の自由」を保障し、「政教分離の原則」を定めている。また、憲法89条は「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と定める。

大嘗祭の挙行については、その「趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られる」ことから、平成の御代替わりにおける大嘗祭を踏襲して、国事行為ではなく皇室行事として行われた。但し、大嘗祭は、皇位を「世襲とする」日本国憲法の下における「一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式」であり、「その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然」であるとの見地から、その費用は前回と同じく公金として宮廷費から支出された。

平成30(2018)年12月19日に開催された第3回大礼委員会では、大嘗宮の建設規模について、平成の時より2割縮小する方針を決めたが、人件費や資材の高騰などで総工費は前回は上回り、大

嘗祭関係の経費は総額で約27億円⁽¹⁶⁾に上るとみられた。

4.2 秋篠宮さまの発言・波紋

大嘗祭に公金を充てることに関して、秋篠宮さまは誕生日を前にした記者会見で、大嘗祭については、皇室の行事として行われるもので「宗教色が強いものを国費で賄うことが適当かどうか」「との疑念を提起され、天皇家の私的生活費にあたる「内廷費」を使うべきとの考えを示された。⁽¹⁷⁾

これに対し、政府の西村康稔官房副長官は30日の記者会見で「国費で支弁することがすでに閣議で口頭了解されている」と述べ、公費で賄うことに変わらないことを強調した。⁽¹⁸⁾

ご発言をめぐる新聞各紙の論調も微妙に異なる。毎日新聞(社説)は「秋篠宮さまの大嘗祭発言 前例踏襲への問題提起だ」との見出しで、政府が深い議論を経ないまま平成の大嘗祭を踏襲したことを批判する。⁽¹⁹⁾

朝日新聞(社説)は、「大嘗祭 異例の発言機に考える」の見出しで「お仕着せでない肉声が発信されるのは歓迎だが、来春には皇位継承順位第1位となる立場を踏まえ、テーマや表現については慎重な対応を望みたい」とした上で「もっとも、今回の指摘それ自体は正鵠を射たものだ」と述べ、踏み込んだ議論をしないまま、前例を踏襲した政府の姿勢を批判する。⁽²⁰⁾

讀賣新聞(社説)は、「秋篠宮さまは来年の代替わりで、皇位継承順位1位の皇嗣になられる。重い立場を考えれば、発言は慎重にされることが求められる。政教分離に絡む発言は、政治的色合いが濃いと受け取られる可能性もある」としたうえで、秋篠宮さまが、宮内庁(長官ら)が「聞く耳をもたなかった」と発言されたことについて「皇室活動の円滑な運営のため、皇族と宮内庁幹部の意思疎通は不可欠なだけに、残念な事態だ」と述

べる。さらに、政府が平成の大嘗祭を踏襲したことについては、「皇位の世襲を定めた憲法下で、大嘗祭は一代一度の重要儀式である。つつがなく行われるよう、政府は手だてを講じる必要がある。公費の支出は理にかなう。無論、公費を充てる以上、国民から広く理解を得られる儀式にすることが大切だ」と結ぶ。⁽²¹⁾

識者の反応も、「近代社会では政教分離の原則が重視されるが、天皇の権威を支える要素の一つは、まさに「宗教的なカリスマ性」であり「近代と伝統をどうすれば両立させられるのか。主権者の議論」が必要（山折哲雄）。国費ではなく、（皇室の私費にあたる）内廷会計で賄うべきであり、「身の丈に合った儀式に」との発言は、「極めて真っ当なお話」（半藤一利）。「宮内庁批判を国民に発信することには、ある種の政治的意図がある」。「皇室の政治的発言に対して、国民の受け止め方が非常に甘くなっている。そうした発言に対しては、メディアが真意を問い返してゆくべきだ」（原武史）と分かれる。⁽²²⁾あるいは、問題は、戦後70年たっても（大正・昭和の皇位継承儀式の根拠とされ、戦後廃止された）「登極令に代わる儀式や祭祀の規定ができていないことだ」（所 功）との指摘もある。⁽²³⁾

4.3 即位の礼・違憲訴訟

日本国憲法20条は「信教の自由」を保障し、「政教分離の原則」を定めている。また、同法89条は「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と定める。

大嘗祭の挙行については、その「趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られる」ことから、平成の御代替わりにおける

大嘗祭を踏襲して、国事行為ではなく皇室行事として行われた。

但し、大嘗祭は、皇位を「世襲とする」日本国憲法の下における「一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式」であり、「その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然」であるとの見地から、その費用は前回と同じく公金として宮廷費から支出された。

平成の大嘗祭では、大分県主基斎田「抜穂の儀」参列訴訟⁽²⁴⁾、鹿児島県「大嘗祭」訴訟⁽²⁵⁾、神奈川県「即位の礼・大嘗祭」訴訟⁽²⁶⁾等において、知事らが公務として参列したことをめぐり訴訟が提起されたが、最高裁は「参列の目的は、天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇に対する社会的儀礼を尽くすもの」であり、その効果は「特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものではない」と判示し、いずれも津地鎮祭最高裁判決、愛媛玉串料最高裁判決等で確立した「目的・効果基準」に照らし違憲ではないと判示した。

今回の大嘗祭についても「即位の礼・違憲訴訟」が東京地方裁判所に提起されており、同地裁は平成31（2019）年「即位の礼・大嘗祭等違憲差止等請求事件」についてはその訴えを却下したが、大嘗祭関連訴訟の今後の行方が注目される。⁽²⁷⁾

5 「女性宮家の創設等」をめぐる論議

日本国憲法は「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」（2条）と定め、皇室典範は、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」（1条）規定している。

男系の男子が3人という現状において、皇位の安定的継承の確保は皇室の当面の大きな課題でも

あり、小泉内閣や野田内閣でも検討された課題でもあり、皇室典範特例法の制定に際しては、付帯決議で「女性宮家の創設等」の問題に取り組むべきことが示された。

5・1 小泉内閣の「皇室典範に関する有識者会議」の報告書

平成16(2004)年には、小泉首相の私的諮問機関として吉川弘之氏(産業技術総合研究所理事長)を座長とする「皇室典範に関する有識者会議」が設立され、平成17(2005)年中に合計17回の会合を開いた。

第6回・第7回会合では、高橋 紘(現代史)、大原康夫(宗教行政・政教問題)、八木秀次(憲法学)、横田耕一(憲法学)、鈴木正幸(日本近代史学)、高森明勅(神道学・日本古代史学)、所功(日本法制史)、山折哲雄(宗教学・思想史)の各専門家に対するヒアリングが行われ、平成17(2005)年11月24日には、それまでの検討結果をまとめ、概ね次のような内容の報告書を小泉首相に提出した。⁽²⁸⁾

ア <男系継承の維持> 現行皇室典範の下で皇位継承資格を男系男子に限定することは極めて困難な状況になっている。男系男子という要件を維持する観点から、昭和22年に皇籍を離れた旧皇族やその男系男子子孫を皇族とする方策も主張されているが、すでに60年近く一般国民として過ごしている方々を広く国民が皇族として受け入れるかについては国民の理解と支持を得ることは難しい。

イ <女子や女系皇族への皇位継承資格の拡大> 女子や女系の皇族に皇位継承資格を拡大すれば皇位継承資格者を安定的に確保でき、また国民間においてもこのような制度を積極的に受け入れ、支持する素地が形成されてい

ると考えられる。今後、皇位継承資格は女子や女系の皇族に拡大することが適当である。

ウ <皇位継承順位> 皇位継承順位については、わかりやすく安定した制度であることが求められる。天皇の直系子孫を優先し、天皇の子である兄弟姉妹間では、男女を区別せずに年齢順に皇位継承順位を設定する長子優先の制度が適当である。

エ <皇族の範囲> 現在の少子化傾向の中では現行制度の考え方を踏襲して、天皇・皇族の子孫は世数を問わず皇族の身分を有する永世皇族制を前提にしたうえで、その時々状況に応じて弾力的に皇籍離脱制度を運用することにより皇族の規模を適正に保つことが適当である。

小泉首相は「有識者会議」報告書をもとに、平成18(2006)年の通常国会の通常国会に法案を提出する予定で準備を進めていたが、このような方針については「男系維持」の立場から自党内にも不協和音が生じた。⁽²⁹⁾

その後、平成18(2006)年2月7日には「秋篠宮妃の紀子さまご懐妊」が伝えられ、そして平成18(2006)年9月7日、41年ぶりに皇室に男子が誕生し、皇室典範改正の問題は先送りされた。

5・2 野田内閣の「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」の公表

野田内閣は、皇室の活動を安定的に維持し、天皇皇后両陛下の負担を軽減するために、平成23(2011)年12月22日、「女性皇族(内親王・女王)に結婚後も皇族の身分を保持いただく」制度等の創設を視野に、皇室典範改正案を取りまとめる方針を固め、平成24(2012)年2月29日から7月5日まで、6回にわたり12名の有識者に対しヒアリングを行った。⁽³⁰⁾

ヒアリングは、従来から論議が盛んな「皇位継承問題」には触れないことを前提に、緊急性の高い「皇室の御活動の維持」と「女性皇族の問題」に関する以下の①～⑥の項目を中心に行われた。

① 象徴天皇制度と皇室の御活動の意義について

ア. 現在の皇室の御活動をどのように受け止めているか。

イ. 象徴天皇制度の下で、皇室の御活動の意義をどのように考えるか。

② 今後、皇室の御活動の維持が困難となることについて

現在の皇室の構成に鑑みると、今後、皇室典範12条の規定等により皇族数が減少し、皇室の御活動の維持が困難になることについてどのように考えるか。(皇室典範改正の必要性・緊急性はあるか。)

③ 皇室の御活動維持の方策について

ア. 皇室のご活動維持のため、「女性皇族(内親王・女王)に婚姻後も皇族の身分を保持いただく」という方策について、どう考えるか。

イ. 皇室の御活動維持のため、他に採りうる方策として、どのようなことが考えられるか。

④ 女性皇族に婚姻後も皇族の身分を保持頂くとする場合の制度のあり方について

ア. 改正後の皇室の規模はどのくらいがふさわしいか。

イ. 配偶者及び子の身分やその御活動についてどのようなあり方が望ましいのか。

皇族とすべきか否か。

⑤ 皇室典範改正に関する議論の進め方について

皇室典範について、今回、今後の皇室の御

活動維持の観点に絞り緊急課題として議論することについてどう考えるか。

⑥ その他

ア. 女性皇族に婚姻後も皇族の身分を保持いただくとした場合、婚姻等が円滑になされるような配慮が必要か。

イ. その他、留意すべきことは何か。

ヒアリングは、内閣官房副長官(政務、事務)、園部内閣官房参与、内閣官房皇室典範改正準備室職員により、各回2名ずつ計6回、以下の各氏に対し質疑応答を含め約40分ずつ行われた。

今谷 明(帝京大学特任教授)、田原総一郎(ジャーナリスト)、山内昌之(東京大学教授)、大石 眞(京都大学教授)、櫻井よしこ(ジャーナリスト)、百地 章(日本大学教授)、市村真一(京都大学名誉教授)、笠原英彦(慶應義塾大学教授)、小田部雄次(静岡福祉大学教授)、島 善高(早稲田大学教授)、所 功(京都産業大学名誉教授)、八木秀次(高崎経済大学教授)

上記、ヒアリング項目中、特に③「皇室の御活動維持のための方策について」に関しては、女性宮家(女性皇族)を創設すべきかについて、有識者の見解は次のように分かれた。

a. 女性宮家の創設に賛成(今谷、田原、山内、大石、市村、所)

b. 女性皇族の婚姻後の身分保持に賛成(笠原、小田部)

c. 女性宮家・女性皇族の創設に反対(櫻井、百地、島、八木)

これらのヒアリングをふまえ、内閣官房皇室典範改正準備室は、10月5日、「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」を公表し、有識者ヒアリングで示された具体的な提案には、

「(Ⅰ) 女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とする案」と「(Ⅱ) 女性皇族に皇籍離脱後も皇室の御活動を支援していただくことを可能とする案」の二案があるが、「皇族数の減少に歯止めをかけ皇室の御活動を確かなものとするためには、女性皇族が一般男性と婚姻後も皇族の身分を保持しうることにする制度改正について検討を進めるべきである」としたうえで次のような案を示した。⁽³¹⁾

- ① (1 - A 案) 「女性皇族に一般男性との婚姻後も、その御意思により、皇族としての身分を保持していただくことができることとし、配偶者や子にも皇族としての身分を付与する案」
- ② (1 - B 案) 「女性皇族が一般男性と婚姻した場合に、その御意思により、皇族としての身分を保持していただくことができることとする一方、配偶者や子については、皇族の身分を付与しない案」

そして、旧皇室典範第 44 条で規定されていたように、「女性皇族が婚姻により皇族の身分を離れた後も『内親王』等の称号を保持しながら皇室の御活動維持を支援していただく案（いわゆる尊称保持案）」については、旧皇室典範第 39 条や日本国憲法第 14 条との関係において、実施することは難しいと結論づけた。

5・3 天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議（案）

皇室典範特例法の制定に際しては、参議院の特別委員会において、自由民主党・日本のこころ・民進党・新緑風会・公明党・日本維新の会・無所属クラブ・沖縄の風の各派の共同提案により、以下のような附帯決議案が提出され、採決された。⁽³²⁾

- 1 政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方のご年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること。
- 2 1 の報告を受けた場合においては、国会は、安定的な皇位継承を確保するための方策について、「立法府の総意」がとりまとめられるよう検討を行うものとする。
- 3 政府は、本法施行に伴い元号を改める場合においては、改元に伴って国民生活に支障が生ずることがないようにするとともに、本法施行に関連するその他の各般の措置の実施に当たっては、広く国民の理解が得られるものとなるよう、万全の配慮を行うこと。

皇位の安定継承を図る「女性宮家の創設等」については、女性天皇・女系天皇につながるのと理由から依然として国民の間に反対論も多い。⁽³³⁾

6 おわりに

平成 28 (2016) 年 8 月 8 日に天皇陛下の「おことば」が発表されて以降、有識者会議（第 1 次ヒアリング）による「論点整理」、衆参両院の正副議長による立法府の「議論のとりまとめ」、有識者会議（第 2 次ヒアリング）による「最終報告」、国会での審議を経て、「天皇の皇室典範特例法」は成立した。

法案成立の過程においては、さまざまな論点と課題が浮上した。

有識者会議では、退位（譲位）の賛否について専門家の意見は拮抗（賛成 8 人・反対 6 人・慎重

2人)し、退位を認める場合の法形式(特例法とすべきか、皇室典範の改正による恒久制度とすべきか)についても意見は分かれた。この問題は今後の検討課題でもある。

立法府の「議論のとりまとめ」では、今後の「安定的な皇位継承を確保するための女性宮家の創設等」に関し「皇室典範の附則」・「特例法」の施行後速やかに検討すべきであるとの各政党・各会派の共通認識が示された。

国会における特例法案の審議においては、今後の大きな課題である「女性宮家の創設等」に関する疑問が各政党により相次いだ。参議院の特別委員会において、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議(案)」が採決され、「本法施行後速やかに……検討」を行うことで当面の収束が図られ、皇室典範特例法は可決成立した。

天皇(上皇陛下)の退位日を決めるために、平成29(2017)年12月には皇室会議が開催され、退位日にあたる退位特例法の施行日は平成31(2019)年4月30日に決定され、憲政史上初めての退位及び即位の儀式をつつがなく行うため、皇位継承式典準備委員会、式典委員会、式典実施連絡本部、大礼委員会が設置され、一連の皇位継承儀式は行われた。

皇位継承式典は、平成の事例を参考に、日本国憲法の諸規定に配慮して行われたが、特に皇室行事として行われた大嘗祭については、秋篠宮さまの発言をめぐる論争や大嘗祭違憲訴訟が提起された。

大嘗祭は、古来から行われてきた天皇の即位儀礼である。日本国憲法は「天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴である」(第1条)と規定する。その即位儀礼に公費を支出することは違憲ではない。大嘗祭については、政治史的な側面だけでなく歴史的・文化的側面からの「複眼的」

思考をもって考察することが不可欠とも言えよう。⁽³⁴⁾

皇位の安定継承を図る「女性宮家の創設等」については、野田内閣の下でも論議された問題であるが、女性天皇・女系天皇につながるのと理由から依然として国民の間に反対論も多い。⁽³⁵⁾

立憲民主党は令和元(2019)年6月11日、安定的な皇位継承に向けた論点整理を発表し、「女性天皇」や「女系天皇」を容認する方針を示し、また国民民主党も同日、「女性天皇」は容認(「女系天皇」は認めない)する皇室典範改正案の概要を発表し、それぞれ令和元(2019)年夏の参議院選挙の公約として掲げた。⁽³⁶⁾

「安定的な皇位継承」をめぐる論争は今後、ますます熾烈になると思われる。女性宮家を肯定するにせよ、否定するにせよ、それぞれの主張の課題は何か、政争の具とすることなく論議を深める必要がある。

注

- (1) 宮内庁ホームページ kunaicho.go.jp「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば(ビデオ)参照
- (2) 今井 敬(日本経済団体連合会名誉会長)、小幡純子(上智大学大学院法学研究科教授)、清家篤(慶応義塾長)、御厨 貴(東京大学名誉教授)、宮崎 緑(千葉商科大学国際教養学部長)、山内昌之(東京大学名誉教授)の各メンバーより構成
- (3) 有識者会議の開催状況は首相官邸ホームページ、「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」<https://www.kantei.go.jp> > koumu_keigen、「今後の検討に向けた論点の整理」<https://www.kantei.go.jp> > dai9>siryou 参照。
- (4) 「天皇の退位等についての立法府の対応に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ」<https://www.kantei.go.jp> > dai10>siryou 参照
- (5) 「退位礼正殿の儀」と「剣璽等承継の儀」は、国事行為として行われたが、特に憲法第1条(国民主権)、憲法第4条(天皇の国政行為の

- 禁止)に配慮して儀式が挙行された。大嘗祭に関しては、皇室行事として行われたが、公費の支出をめぐり、憲法第20条や第89条で定める政教分離の原則に反するとして違憲訴訟が提起されている。
- (6) 有識者会議におけるヒアリングの状況、立法府での議論、国会における特例法案の審議等の概要は拙稿「皇室典範特例法の成立過程における論議」(湘北紀要第40号129頁,2019年)参照
- (7) 第193回国会 衆議院議院運営委員会議事録第31号参照
- (8) 皇室典範特例法「附則抄」第1条1項は「この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」とし、第2項は「前項の政令を定めるに当たっては、内閣総理大臣は、あらかじめ、皇室会議の意見を聴かなければならない」と定める。
- (9) 首相官邸ホームページ www.kantei.jp 会議等一覧 「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典準備委員会」参照
- (10) 前掲「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会」参照
- (11) 大礼委員会の開催状況は、宮内庁ホームページ kunaicho.go.jp 参照。
- (12) 式典実施連絡の開催状況も同上参照
- (13) 前掲、首相官邸ホームページ「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等」参照。
- (14) 朝日新聞 2019(平成31)年1月23日社説
- (15) 『大嘗祭』工藤 隆 中公新書 2017年、『大嘗祭の世界』真弓 常忠 学生社 2019年
- (16) 毎日新聞 2018(平成30)年12月22日「大嘗祭2割増27億円」
- (17) 秋篠宮発言 宮内庁ホームページ「文仁親王殿下のお誕生日に際しての記者会見の内容(平成30年11月30日)参照
- (18) 首相官邸ホームページ 平成30年4月3日の閣議口頭了解参照
- (19) 毎日新聞 2018(平成30)年12月1日社説
- (20) 朝日新聞 2018(平成30)年12月1日社説
- (21) 読売新聞 2018(平成30)年12月5日社説
- (22) 朝日新聞 2018(平成30)年12月4日オピニオン&フォーラム「大嘗祭発言と政教分離」[耕論]
- (23) 朝日新聞 2018(平成30)年12月24日「秋篠宮さまが公費支出に疑問 大嘗祭 議論尽くさず踏襲」編集局(皇室担当)喜園尚史
- (24) 大分県主基斎田抜穂の儀参列違憲訴訟(平14.7.9 第3小法廷)
- (25) 鹿児島県大嘗祭参列訴訟(平14.7.11 第1小法廷)
- (26) 神奈川県即位儀式・大嘗祭参列違憲訴訟(平16.6.28 第2小法廷)
- (27) 「即位大嘗祭違憲訴訟」の動向については sokudai.zhizhi.net 参照。
- (28) その概要については、皇室典範に関する有識者会議-首相官邸ホームページ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/houkoku/houkoku.html> 参照。
- (29) 毎日新聞 平成18(2006)年1月11日記事「皇室典範改正 広がる男系維持論」、1月14日記事「皇室典範改正 政府・自民に不協和音」参照。
- (30) 野田内閣の有識者会議におけるヒアリングの状況については、拙稿、「皇室制度を巡る論議-皇族に関する有識者ヒアリング-」(湘北紀要第34号,2013年)参照。
- (31) [政府関連資料]「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」(平成24年10月5日内閣官房提出)
- (32) 第193回国会 参議院天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会会議録第2号参照。
- (33) 令和元(2019)年6月11日、産経新聞記事、「女性天皇でなく旧宮家の男子を」(百地章)参照。
- (34) 私見に関しては(15)の著書のほかに、『大嘗祭と新嘗』岡田精司編 学生社 昭和54年、『大嘗祭の成立』谷川健一 小学館 平成2年、『大嘗祭と古代の祭祀』岡田荘司 吉川弘文館 2019年、参照。
- (35) 令和元(2019)年6月11日、産経新聞記事、「女性天皇でなく旧宮家の男子を」(百地章)参照。
- (36) 各政党の参院選の公約(要旨)については、令和元(2019)年7月2日、産経新聞。7月3日、東京新聞参照。

From Heisei to Reiwa-Issues and challenges of the Imperial succession

Itsuo YOKOTE

【abstract】

The Constitution of Japan, Article 2 provides that "The Imperial Throne shall dynastic and succeeded to in accordance with the Imperial House Law passed by the Diet." And the Imperial House Law, Article 4 states provides that "Upon the demise of the Emperor, the Imperial Heir shall immediately accede to the Throne. The Imperial House Law Special Law allowing the abdication of the emperor was passed on June 9 in 2017. This law was made in response to the emperor's message released to the public in the summer of 2016. This will be the first abdication in 200 years, since Emperor Kokaku in 1817. Upon enactment of this law, various discussions on the Imperial succession problems took place. This paper examines issues and challenges of the Imperial House Law Special Law.

【key words】

Imperial House Law Special Law, Imperial succession system, Imperial female family branches